

日本脳炎の定期予防接種の実施について

対象者の方は無料で受けられます。

下記をご確認の上、接種を希望される方はお申し込みください。

北海道では平成28年度から定期の予防接種として、日本脳炎予防接種が実施されています。
なお対象者は、予防接種実施規則の附則に基づき、特例措置が設けられており、下記のとおり、生年月日により接種できる期間が異なります。

【定期対象者】

①平成21年10月2日以降に生まれたお子さん

1期(3回) 年齢：3歳以上7歳6か月まで

・標準的な接種年齢

3歳～4歳までに1回目 → 6日～28日あけて → 2回目 → 概ね1年あけて → 3回目

2期(1回) 年齢上限：13歳まで

・標準的な接種年齢 9歳～10歳

※1期3回が終了していない場合も、9歳～13歳に2期の接種ができます。

②平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれたお子さん（特例措置対象者）

平成22年3月31日までに1期3回を受けていない方は不足分を接種できます。

対象年齢は、7歳6か月までの方及び9歳以上13歳未満の方

1期(3回) 接種間隔：1回目 → 6日以上あけて → 2回目 → 6か月以上あけて → 3回目

※2期について（1回） 9歳以上13歳未満まで

制度上、6日以上の間隔をあければ接種できますが3回目から概ね5年～10年で接種することで抗体が維持できるので、13歳までにできるだけ期間を空けて接種するか、任意で接種することとなります。

③平成19年4月1日以前に生まれた方（特例措置対象者）

20歳に達するまでの間に、1期、2期の接種ができます。

1期(3回) 接種間隔：1回 → 6日以上あけて → 2回目 → 6か月以上あけて → 3回目

2期(1回) 接種間隔：3回目から概ね5年～10年あけて1回

（制度上、6日以上の間隔をあければ接種できますが3回目から概ね5年～10年で接種することで抗体が維持できます）

※接種を1回でも受けている場合は、残りの回数を6日以上あけて接種します。

※上記、いずれも、過去に規定回数予防接種を受けた方は対象になりません。

【お申し込み方法・お問い合わせ先】

●日高地区にお住まいの方

事前に日高総合支所地域住民課へお申し込みください。

<お問い合わせ先> 日高総合支所 地域住民課 健康・介護グループ 電話01457-6-3173

●門別地区にお住まいの方

次ページの日程で実施しますので、事前に日高町役場健康増進課へお申し込みください。

<お問い合わせ先> 日高町役場 健康増進課 電話01456-2-6571



【門別地区 実施日程・実施医療機関】

月 日	受付時間	会 場
令和2年12月16日(水)	15:30~16:00	門別国保病院
" 12月29日(火)	15:30~16:00	富川国保診療所
令和3年1月6日(水)	15:30~16:00	門別国保病院
" 1月14日(木)	15:30~16:00	富川国保診療所
" 2月15日(月)	15:30~16:00	富川国保診療所
" 2月24日(水)	15:30~16:00	門別国保病院
" 3月17日(水)	15:30~16:00	門別国保病院
" 3月29日(月)	15:30~16:00	富川国保診療所

【日本脳炎について】

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスの感染によっておこる中枢神経(脳や脊髄など)の疾患。

症状が現れずに経過する場合がほとんどです。

症状が出る場合には、6~16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、おう吐などで発病し、引き続き急激に、意識障害、けいれんなどの脳の障害が起こります。

ウイルス感染者1000人に1人が発症し、死亡率は15~20%で半数が後遺症を残します。

東南アジア、中国、インドなどでは毎年数万人の患者が発生しています。

豚からの感染が多いとされ、日本では西日本で患者が多い状況です。

コガタアカイエカという蚊により、豚などから、人間に感染しますが、北海道にはコガタアカイエカが生息しないため、日本脳炎患者はおりませんが、生息地への渡航や就学、就職の可能性を考えられ、平成28年度から北海道でも接種が開始されました。

【日本脳炎ワクチンの副反応について】

副反応について、90か月未満の小児を対象としたデータでは、接種を受けた1~2割に発熱、咳、鼻水、注射部位の紅斑等が見られ、ほとんどが接種3日後までに見られたとされています。

まれに、アナフィラキシーショック、ADEM(急性散在性脳脊髄炎)、脳炎・脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病などの重大な副反応が見られることがあります。

《無料 特設人権・困りごと相談所開設のお知らせ》

- 日 時 12月4日(金) 10:00~15:00
- 場 所 日高地区 サンポッケ(2F 小会議室)
- 担 当 者 日高地区人権擁護委員
- 相 談 内 容 ☆いじめ・虐待などの人権問題
☆離婚・相続に関すること
☆セクハラ・パワハラに関すること
☆その他

どんなことでもお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

予約は不要です。

※今年度の門別地区開設予定はありません。

【お問い合わせ先】

日高人権擁護委員協議会 札幌法務局日高支局 電話0146-42-0415